

へいせい ねんどだい かいすぎなみくちいきじりつしえんきょうぎかい だ いげん かだいせいり
平成26年度第3回杉並区地域自立支援協議会で出された意見と課題整理

テーマ	きょうぎかい だ ほうこく いげん かだい 協議会で出された報告・意見・課題	こんご ほうこうせい かんじかいはな あ けっか 今後の方向性(幹事会話し合い結果)
<p style="font-size: small;">そうだんえんぶかい 相談支援部会</p>	<p>・Aグループ(高齢期の支援について): 高齢者支援の分野と障害分野との連携の大切さを確認した。11/25に開催した研修「介護保険と障害福祉との連携」(ケアマネ協議会・区(地域ネットワーク推進係)共催)に参加。</p> <p>・Bグループ(重症児(者)のネットワーク構築について): 重症児(者)の支援について、これまで2回の事例検討をした。本会からは大和田委員に参加して頂き、学校での課題や他区の取組等情報提供してもらった。</p> <p>・Cグループ(障害者に対する住宅関連の支援について): 住宅施策については単に制度を作るだけでは解決にならない。マンパワーも重要。居住サポート事業の状況について情報収集し、不動産関係者からもヒアリングをして調査を行っている。</p> <p><取り扱った事例について具体的に情報提供し、課題共有を行った></p> <p>・Dグループ(手厚い支援が必要な複合的な課題を有するケースについて): 困難事例への対応と連携について検討。マンパワー・社会資源の不足などの課題にどのように対応していくのか意見交換をしていく。</p> <p>・第5期に向け、メンバー構成や体制を含め、意見交換をする予定。</p> <p>→大和田委員の部会参加は、課題検討を深めることができ、とてもよかった。</p> <p>→障害者の高齢化に関しては、課題が増えている実感がある。</p> <p>→報酬の低さも問題としてあり、ヘルパーの人材不足が顕著である。</p> <p>→グループホーム入居者の高齢化に伴いハード面の改修が課題となっている。ライフステージに合わせたハード面の柔軟な対応が求められている。</p> <p>→都の医師会においては、小児の在宅医療については喫緊の課題として検討・取り組みを進めている。</p> <p>→医療的ケア従事者のマンパワー不足は課題である。医療的ケア従事者の養成についても設備が色々必要なことなど課題がありなかなかすまない現状があると聞く。区立施設での医療的ケアの取り組みなど地域での実践を支援者で共有することも有効かもしれない。</p>	<p>・1/16に第二回相談支援部会を実施し、今期の活動の総括を行った。内容については、第4回本会で報告する。</p> <p>・次期以降の体制や検討課題等については、部会で意見交換を行った。今後の方向性については、相談支援部会幹事会で整理したうえで、本会に伝え、意見をもらうこととなった。</p> <p>・相談支援部会で取り扱った課題のうちいくつかは地域移行促進部会と検討する内容が重なる部分があり、今後については役割分担をしていく必要がある。</p>

平成26年度杉並区地域自立支援協議会第4回シンポジウム 実施報告

1 実施内容

○日時：平成27年2月12日（木）13:00～17:00

○会場：阿佐谷地域区民センター第4・5集会室

○内容：＜第一部＞

①基調講演：「障害者権利条約と合理的配慮」（DP I 日本会議事務局長 佐藤聡氏）

②杉並区地域自立支援協議会の今までの取組についての報告

○杉並区地域自立支援協議会について（杉並区地域自立支援協議会 高山会長）

○相談支援部会について（相談支援部会 下田部会長）

○地域移行促進部会について（地域移行促進部会 東内部会長）

＜第二部＞

③パネルディスカッション

テーマ：地域における障害者の就労と自立生活（暮らし）について

コーディネーター：杉並区地域自立支援協議会 神作副会長

パネリスト：スターバックスコーヒージャパン株式会社 田中琢智氏

スターバックスコーヒージャパン株式会社 大谷みの里氏

能勢豊氏

杉並区障害者地域相談支援センターすまいる狹窪 東内則子氏

2 実績

○来場者：（一般来場者）64名（関係者）27名（合計）91名

○参加者アンケートの反応：別紙参照

3 まとめと今後に向けて（実行委員及び幹事会）

○内容については概ね良い反応であり、今後も継続していく必要がある。

○実行委員の準備期間については、会場を確保する意味で早い方がよい。

○全体として4時間は長すぎる。基調講演、協議会活動報告、パネルディスカッションを切り分けて開催することも検討していく必要がある。

○会場については、地域住民の方の参加があったことは良かったが、車いす利用者の方には窮屈で、来場者数も増加していることも考えるともう少し広い会場の方がよい。

○民生委員の方の参加があったが、今後も周知を拡げていく必要がある。

○協議会活動報告は要点だけでは伝わりにくく、具体的な説明を増やすと理解が難しくなるというジレンマがある。伝えたいことをもう少し絞る等工夫をしつつ、発信は継続していく必要がある。

○パネルディスカッションは、もう少し「課題」となることを聴きたかったという反応もあったが、当事者のパネリストを前にして「課題」の話をするよりは、支援を受けることにより、当たり前のように地域生活を送れることを地域に知ってもらうことの方が大切。

すぎなみくちいきじりつしえんきょうぎかいだいかい しゅうけい
 杉並区地域自立支援協議会第4回シンポジウムアンケート集計

さんかんにんずう うんえいにんずうのぞ にかん かいとうしゃにんずう ひと かいとうりつ ぼーせんと
 参加人数（運営人数除く）：64人 回答者人数：38人（回答率：59.4%）

せつもん すぎなみくちいきじりつしえんきょうぎかいだいかい かいさい
 設問ア：「杉並区地域自立支援協議会第4回シンポジウム」の開催について、どこでしましたか？

	にんずう 人数
1、ちらし	20
2、広報すぎなみ	4
3、の～まらいふ	0
4、その他	14

た む まにゆう めい くほーむべーじ かんけいしゃ めい あんないじょう しょうがいしゃせいかつそうだんしえん
 その他：無記入4名、区HP、関係者から2名、案内状、障害者生活相談支援

せつもん すぎなみくちいきじりつしえんきょうぎかいだいかい ないよう
 設問イ：「杉並区地域自立支援協議会第4回シンポジウム」の内容はいかがでしたか？

① きちょうこうえん しょうがいしゃけんりじょうやく ごうりてきはいりよ
 ① 基調講演「障害者権利条約と合理的配慮」について

	にんずう 人数
1、とてもわかりやすかった	20
2、わかりやすかった	12
3、普通	3
4、難しかった	1
5、とても難しかった	0
6、無記載	2

じゆうまじゆつ
 【自由記述】

・差別禁止法ができるまでの流れがなぜ必要なのか権利条約批准の意味がとてもよく理解できた（支援者）
 ・差別解消法の一日も早い施行を切に望みます（支援者）。
 ・発言と資料の内容を合わせて追いかけるので苦労が多かった（当事者）
 ・条約の内容については自身で再度勉強していきたいと思った（支援者）
 ・合理的配慮とは何かについてわかりやすく説明して下さったのでよかった。根幹にある「社会モデル」についても、現実に「差別解消法」の中で反映していかななくてはならないと感じた（不明）
 ・権利条約批准までの過程を詳しく聞け、今後の整備に向けての課題も知ることができて良かった（支援者）
 ・基調講演に対する杉並での取り組み、answer・reactionを聞きたい。良い話を聴けて国際基準をある程度理解できて「で、杉並区は？」と思うのでその話が聞きたい（不明）
 ・政策委員会の動きや方針の見直しのポイント、課題も含めて分かりやすく話して下さり、とても内容の濃い講演だった。ガイドラインが揃ったところで又話を聞いてみたい。講師が障害のある方でより深まっただと思います（相談支援）
 ・事例を出して頂き理解できました（不明）
 ・知的障害者への部分が多く聞けなかった。現在多く発生している差別に対してどのように対応していくかなど聞いてみたかった。来年に向けて大事なことについてとても参考になりました（支援者）
 ・合理的配慮についてとてもわかりやすく説明して頂き良かった。学校での課題解決に向けて良いヒントを頂きました（学校関係）
 ・健常者と障害者の相互理解の大切さ難しさを痛感した。厳しい言葉となるが、「障害者」自身も広く社会的弱者への理解を深める必要があると感じた（民生委員）

- ・差別解消法に至るまでの経過や現在の状況、今後に向けてと流れを分かりやすく知ることができました（相談支援）
- ・差別解消法の成立について、過程を解りやすく説明して頂け有り難かったです（相談支援）
- ・難しい内容を解りやすく解説してくれたと思います（支援者）
- ・分かり易くとても勉強になりました。多くの人に伝える必要があると感じます（支援者）
- ・当事者の方からの話は大変説得力があり、よく理解ができました（支援者）
- ・現在の様子がよくわかりました（当事者家族）
- ・大変分かりやすい講演で初めて聞いた内容であったがきちんと理解ができた（成年後見人）
- ・内容はとても良い。家族がもっと参加できるとよい。午前中から始めることは難しいでしょうか？（当事者家族）
- ・障害分野の法律は遅いと思いつつ、着実に法律が定まっていると知り安心感があった。まだ内容が薄い部分もあるようなので佐藤さんのような存在がとても必要と感じた（支援者）
- ・フロアからの質問の時間を作って欲しかった（支援者）
- ・ポイントをしばらく時間を短くしても良かったのではないかと（当事者）
- ・検討課題や内容がよくわかりました（支援者）
- ・ご自身の経験を踏まえたお話しに感動しました（支援者）

②杉並区地域自立支援協議会の今までの取り組みについての報告について

	人数
1、とてもわかりやすかった	5
2、わかりやすかった	16
3、普通	11
4、難しかった	1
5、とても難しかった	2
6、無記載	3

【自由記述】

- ・時間が短い中でよくまとまって聞きやすかった。内容についてもう少し掘り下げると良い（支援員）
- ・障害のある方が地域で自立するための体制を整備する必要性を感じた（支援者）
- ・誰に向けてのものなのかよくわからない（当事者）
- ・活動等わかりやすかったです。活動の中で出た意見等具体的な声も聞いてみたかった（支援者）
- ・相談支援、地域移行の活動から地域での具体的な課題の一端がみえてきた。しかし、やはり「地域移行」とは何かについてはわかりづかった（不明）
- ・役所の側、制度の側から見た協議会の成果も聞いてみたい（不明）
- ・時間がない中、とても丁寧に活動報告をして頂き良かった（学校関係）
- ・能勢さん、田中さんの体験談を大変貴重なものとして伺いました。サポートされていた大谷さんのコメントに温かみを感じました（民生委員）
- ・個別の難しいケースなど自立支援医療、福祉連携など具体例を知りたかった。まだ、その段階ではないのかもしれないが、今後に期待がもてる内容でした。これからもよろしくおねがいします（当事者家族）
- ・今までの取り組みを具体的に知ることができました。杉並区内の事業所の多くが関わっていると改めて知りました（相談支援）
- ・少し駆け足な報告になってしまったのが残念でした（支援者）
- ・一般の人には地域移行の内容は難しかったかもしれません（支援者）

- ・自立支援協議会の活動内容が良く分かりました。特に相談支援部会の内容が参考になりました。ただ、時間配分が短いと思いました（支援者）
- ・用語自体が難しく、又、時間の制限があり内容を十分に理解することが難しかった。ある程度基本的な知識がないと難しい内容であった（成年後見人）
- ・自立支援協議会という名前は知っていたがどんな内容について話し合い、どんな目的で集まっているのか知ることができた（支援者）
- ・活動内容が具体的に分かりました（支援者）

③パネルディスカッション「地域における障害者の就労と自立生活（くらし）」について

	人数
1、とてもわかりやすかった	21
2、わかりやすかった	5
3、普通	3
4、難しかった	0
5、とても難しかった	0
6、無記載	9

【自由記述】

- ・当事者が人が話す言葉だからこそ、力がありました。とても身にしみる話でした（支援者）
- ・ご本人の仕事に取り組み姿勢、ご本人に対する支援・配慮に好感が持てた（支援者）
- ・わかりづらい（当事者）
- ・就労の現状として、就労後の退職や継続年数等が平均的にどのくらいのものなのか、退職後のフォローの様子等に興味がわいた（支援者）
- ・会社と家庭・地域の支援センター・学校との連携ができることで、就労の生活を支え、継続していく力になっていることがわかった。本人中心に支援のネットワークが機能することで、就労の可能性が広がると実感した（不明）
- ・障害者当人から詳細に話を聞いて普段分からなかった本人の思いが理解できた。支援ネットワークの大切さがよくわかった（支援者）
- ・素晴らしかったです。自分もがんばろうとひしひしと感じました（不明）
- ・田中さんはポイントがまとまっており、資料がわかりやすくできて読みやすかった。能勢さんの話は病名の説明や経験も含めてわかりやすく心情も込めて発言されて、お二人とも適任でした。質問タイムがあるとなお良いと感じました（相談支援）
- ・当事者や支援者・家族の話が聞いて良かった（一般区民）
- ・定着のためには多くのバックアップがあり、又、色々な経験を経て自立へ繋がったことが分かった。支える制度の充実がありがたい。生き生きと自信を持って生きられることは自分のことのように嬉しい。社会活動、余暇活動の多さにびっくりした（不明）
- ・お二人の話をお聴きしてとても感動した。今日聞いた内容を今後の生徒指導に活かしていきたいと思いました（学校関係）
- ・当事者の方たちのお話しはとても参考になりました（相談支援）
- ・Tさんの取組みについて資料も見やすくわかりやすかったです（支援者）
- ・当事者の発表はとてもよいと思います。エンパワメントにつながると思います（支援者）
- ・スターバックスの企業としての支援体制は参考になりました。能勢さんの就労経験からの話は自分の勤務する施設利用者とも共有したいとおもいます（支援者）

- ・困っていることなどのお話も聞けると良かったです。スターバックスの支援者の方は何か研修があるのか聞きたかったです（当事者家族）
- ・実例が聴けて良かったです。但し、あまりにも良い例を出しているとも思った。もっと障害が重い人の事例も紹介事例に入れた方がよいと思う（成年後見人）
- ・ご本人のお話しはとてもよかったです。事前の準備も良かったと思います。もう少し困難に直面しているケースや課題を抱えているケースも取り上げた方が良かったと思います（当事者家族）
- ・色々な連携機関が大切だと思った。強みを生かすことを実践していきたい（支援者）
- ・一生懸命に働いている姿がよくわかりました（支援者）
- ・神作さんのリードがとてもよかったです。聞きやすかったです（当事者）
- ・実際の就労の様子がよく分かった。支援の具体的方法も聞くことが出来て良かった（相談支援）
- ・お二人の話が分かりやすかったです。能勢さんの「就労したことで病状のリハビリになった」ということが自己実現だけでない結果を生むと印象に残りました（支援者）

④全体を通してのご意見・ご感想

- ・準備発表お疲れさまでした。当事者の方の報告を中心に構成されてとても興味深く聞けた（支援者）
- ・「キャンディー・コミュニケーション」という概念が世の中に広がればよいと思います（支援者）
- ・当事者の発表はとても参考になった（当事者）
- ・勉強になりました（支援者）
- ・ガラス越しの病室という話はショッキングだった。今でも障害のある人の人権をないがしろにするような不条理な事はまだまだたくさんある。自分自身も知らないうちに、よく考えずに「その人のため」のような理由で実は傷つけている時もあるかもしれないと思った。差別解消法が実施されて課題がまた見えてくることで障害者の権利に対する議論が深まるとよいと思った（不明）
- ・全体の時間が長すぎたと思います。1部と2部を別の日に開催等工夫を（支援者）
- ・基調講演もパネルディスカッションもすばらしかったです。取り組みの報告もわかりやすかったです。基調講演とパネルディスカッションのテーマがもう少し近いともっと良かった（不明）
- ・収入だけではない働く意義を改めてパネルディスカッションから学んだ。講演とパネルディスカッションが同じ内容でテーマが深めてもよいと思える（相談支援）
- ・合理的配慮に対して今一つ理解できなかったのでこれから勉強していきたい。自分というアメリカナイズされた考えにとらわれている。日本人は和辻哲郎の「間柄」つまり「相互依存」が大事だと思った（一般区民）
- ・協議会の内容がほぼ理解できました。課題は、まだセンターを訪ねることができない人が多く居るので、末端まで届ける周知が必要かと思えます。参加者からの質問時間があっても良かった（不明）
- ・毎年シンポジウムを楽しみにしています。開催時間を午前スタートにして頂けると学齢期のお子さんがいる保護者も参加しやすいと思っています（学校関係）
- ・基調講演の後に休憩があると良いと感じました（支援者）
- ・支援者やご家族の意見も大事ですが、やはり当事者の意見が重要であると改めて感じられました（支援者）
- ・資料が見やすくて良かったと思います（支援者）
- ・大変意義深いシンポジウムだった。長時間の手話も要約筆記も大変有効であった。ただ、もう少し短い時間の方がよい。広報には問合せ先電話番号も載せて欲しい。終わりの時間はきちんと守ってほしい（成年後見人）
- ・全体の時間が長く途中で帰る人が多かったので、シンポジウムを前にした方が良かったのではないのでしょうか。二つの協議会の説明は毎年やっていますし、資料だけでも大体分かりますので…（当事者家族）
- ・点字資料にお二人のエコマップがのせてなかった。時間の都合で間に合わなかったのだと思うが、せめて

省略くらいは書いてもらいたかった。次年度からはまず点字資料を作ることを明記して頂きたい(当事者)

- ・初めて出席しました。基調講演そしてパネルディスカッション等大変すばらしいと思いました(支援者)
- ・基調講演のあと休憩を入れて3部構成にした方が良かったのでは？私は1部のみで済ませたかったです(当事者)
- ・障害のある方があたりまえのように地域でくらすために必要な課題とそれに向けての解決方法の提案を期待します(相談支援)
- ・時間の設定を考えて欲しい(当事者)

設問ウ：杉並区地域自立支援協議会について以下の質問にお答えください。

①杉並区地域自立支援協議会の認知度

	人数
1、知っていた	24
(あることを知っていた)	(6)
(参加委員を知っていた)	(2)
(活動内容を知っていた)	(4)
2、知らなかった	5
3、無記入	9

②杉並区地域自立支援協議会に期待すること

- ・具体的な環境整備と支援体制の確立(支援者)
- ・今後の更なる充実を期待しています。ワークサポート杉並の就労データはありがたかった(当事者)
- ・ネットワークの構築とともに、それがどのように実際に動いて活用されるかが大事なのかと思った。ネットワークの活用に期待したいと思います(不明)
- ・生活園でのネットワークも展開してみたい。共有したいことが多々ありそう(相談支援)
- ・福沢諭吉やアメリカナイズされた「自立」に未来はない。活動はあまりせず、適度に程々にしてほしい。当事者や支援者を苦しめるだけである(一般区民)
- ・協議会で話されたことが活かされるように実現に結びつけてください(不明)
- ・重度の知的障害者が生きていくために積極的に活動して頂きたい(支援者)
- ・地域で高齢となった精神障害者や重症の精神障害者の人の支援の充実について。退院が決まる以前から病院に面会に来て欲しい(当事者家族)
- ・最新の情報発信に期待します(支援者)
- ・活動内容の周知・啓発(支援者)
- ・地道な活動とは思いますが、今後も引き続き地域のニーズに合った諸問題に取り組んで頂きたいと思えます(支援者)
- ・虐待や差別を考えるような部会を増やしてほしい(当事者家族)

設問エ：あなたのお立場をお答えください。

	人数	内訳(記載のあったもの)
1、障害当事者	8	ご本人3名、ご家族4名
2、福祉関係者	21	支援員6名、相談支援員5名
3、学校関係者	1	教員1名
4、その他	6	後期高齢者1名、民生委員1名、成年後見人1名、一般区民1名
5、無記入	3	

※複数選択1名あり

そうだんしえんぶかい だい き と く
相談支援部会の第4期の取り組みについて

へいせい ねん がつ にち
平成27年3月19日

しりょう
資料 3

1. だい き ねん ど ねん ど と く
第4期（H25年度～H26年度）の取り組みについて

へいせい ねん ど
【平成25年度】

だい き すぎなみく そうだんしえんたいせい へんこう ちいきそうだんしえん しょ
第4期は、杉並区の相談支援体制の変更（地域相談支援センター「すまいる」3所の
かいせつ していとくていそうだんしえんじぎょうしょ けいかくそうだん かくだい ちいき すいしんかかり かいせつ
開設・指定特定相談支援事業所による計画相談の拡大・地域ネットワーク推進係の開設）
ともな じりつしえんきょうぎかいそうだんしえんぶかい さいへん おこな なか ぶかいいん
に伴い、自立支援協議会相談支援部会の再編を行った中でのスタートとなった。部会員
が 27名と大幅に増えたため、3グループに分かれ以下の2点を目的に事例検討を中心とし
めい おおはば ぶ わ い か てん もくてき じれいけんとう ちゆうしん
た活動を行った。
かつどう おこな

- 目的：①相談支援事業から見える地域の課題解決のためのネットワーク構築～顔の見えるネットワーク作り②共に考えることで相談支援従事者個々が相談スキルの向上を図る
- それぞれが持つ事例や問題意識の中から、多くの地域の課題が抽出された。

へいせい ねん ど
【平成26年度】

あら そうだん し えん じ ぎ ょう しょ た あ しょ くわ めい かつどう さくねんどちゆうしゅつ
新たに相談支援事業所を立ち上げた3所が加わり、29名での活動となった。昨年度抽出
した 21 の課題の中から4つの課題にしぼり、グループに分かれて課題検討・取組を行っ
た。テーマについては以下の通り。

- A：こうれいき しえん
高齢期の支援について
- B：じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ こうちく
重症心身障害児者のネットワーク構築について
- C：しょうがいしゃ たい じゅうたくかんれん しえん
障害者に対する住宅関連の支援について
- D：てあつ しえん ひつよう ふくごうてき くだい ゆう
手厚い支援が必要な複合的な課題を有するケースについて

かつどうないよう
《活動内容》

グループ	ない よう 内 容
だい かいぜんたいかい 第1回全体会	が つ にち 5月15日

	<p>4つのテーマについてグループ分けを行い、今年度の運営についてそれぞれのグループで話し合いを行った。</p>
<p>A グループ (9名)</p>	<p>第1回 6月24日 : 情報共有・意見交換 第2回 7月24日 : 情報共有・意見交換 第3回 12月15日 : 活動の振り返り</p> <p>障害福祉から介護保険への移行、親が介護保険、子が障害福祉サービスを利用しているケースなど、高齢期に絡んだ課題について情報共有、意見交換を行った。また、ケアマネから見た障害福祉について知るため、11月にはケアマネ協議会で行われたサービス等利用計画についての説明会に参加した。</p>
<p>B グループ (6名)</p>	<p>第1回 7月18日 : 事例報告 (通所施設、短期入所) 第2回 10月15日 : 事例報告 (ヘルパー事業所) 第3回 12月17日 : 事例報告 (特別支援学校)</p> <p>重症心身障害児者の地域生活の実態と課題を把握するため、事例報告を中心に活動を行った。本会の委員にも活動に参加いただき、第3回目に学齢期の課題について報告いただき、共有をした。</p>
<p>C グループ (7名)</p>	<p>第1回 7月24日 : 居住サポートを実施している他区の事業所訪問 第2回 9月5日 : 今後の進め方についての意見交換 第3回 12月16日 : 活動の振り返り</p> <p>障害者が住宅を探す時に直面する困難について調査、検討を行った。他区の事業所を訪問し、不動産会社との連携について学んだ。また、区内の不動産会社を訪問し、貸す側から見て必要となる支援などについて率直な意見を聞くことができた。</p>

Dグループ (7名)	<p>第1回 5月15日：事例検討</p> <p>第2回 6月12日：事例検討</p> <p>第3回 7月18日：事例検討</p> <p>第4回 8月22日：事例検討</p> <p>第5回 9月30日：事例検討</p> <p>第6回 12月5日：研修会</p> <p>第7回 12月19日：まとめ</p> <p>困難事例を中心に検討を行った。検討の中で「困難」をどう捉えるかについて着目し、ケースを困難にしている要因について意見交換を行った。また第6回では区の研修会でDグループ以外の相談支援事業所を含めて、困難さを解決していくためにどのようなネットワークが必要か、意見交換を行った。</p>
	<p>1月16日</p> <p>今年度のそれぞれのグループの活動について報告を行い、意見交換を行った。第4期の活動を通し、相談支援部会として地域の課題について共有しながら発信をしていくことの大切さを再確認した。</p>

2. 第5期に向けて

平成26年度の相談支援部会の活動は、前年度事例検討から抽出された21の課題の中から4つの課題ごとにグループに分かれての活動となった。グループ間の活動内容の共有が十分でなかったといった反省点もあったが、各グループの活動を通して検討を深めるとともに部会員同士の横のつながりを深めることができた。また、本会の委員にグループの活動に加わっていただくなど、本会とのやり取りも意識した活動を行った。第4期から相談支援部会に所属した部会員が多かったが、地域の課題について議論し発信すること、活動を通して生まれるネットワークの大切さを実感したとの意見が多く出された。

第5期に向けては相談支援部会全体会で出された意見を基に相談支援部会幹事会で整理をし、本会で確認することとなっている。相談支援部会幹事会で出された意見は次のとおり。

《第5期に向けて相談支援部会幹事会整理事項》

① 次期相談支援部会体制について

- ・ 今期同様、指定特定相談支援事業所には全事業所に所属して頂く。
- ・ 多人数となって課題となっている点については工夫でカバーしていく。

② 次期メンバー構成について

- ・ 今期同様とし、必要があれば高齢分野、教育分野、就労分野等に声掛けをしていく。

③ 課題の検討について

- ・ 今期検討した課題について

グループ	けんとうかだい 検討課題	じきむ 次期に向けて
A	こうれいき しえん 高齢期の支援について	けいぞく 継続
B	じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ こうちく 重症心身障害児者のネットワーク構築 について	けいぞく ちいきいこうそくしんぶかい やくわりぶんたん 継続。地域移行促進部会と役割分担 ひつよう 必要。
C	しょうがいしゃ たい じゅうたくかんれん しえん 障害者に対する住宅関連の支援につ いて	いったん しゅうりょう ちいきいこうそくしんぶかい 一旦終了。地域移行促進部会と やくわりぶんたんひつよう 役割分担必要。
D	てあつ しえん ひつよう ふくごうてき かだい ゆう 手厚い支援が必要な複合的な課題を有す るケースについて	しゅうりょう かだい ちゅうしゅつ さぎょう じれい 終了。課題抽出の作業を事例 けんとう おこな 検討によって行っていく。

- ・ 次期に向けて検討する課題候補について

① 事例検討による課題抽出

② 重度心身障害児者のネットワーク構築

③ 高齢期の課題（ネットワーク拡張の議論も含む）

④ 就労の課題（平成25年度に部会で抽出した21の課題で残されたもの）

⑤ 権利擁護の課題（平成25年度に部会で抽出した21の課題で残されたもの）

ちいきいこうそくしんぶかい だい きかつどうほうこく 地域移行促進部会の第4期活動報告

ぶかい とりくみ ○部会の取組

い か こうもく とりくみ すす
以下の4項目について取組みを進めている。

す ば じょうけん ひろ
(1)住む場の条件を広げる。

いりょう れんけい ひろ
(2)医療との連携を広げる。

ひとりぐらし しえん たいせい ひろ
(3)一人暮らしを支援する体制を広げる。

くみん りかい え かつどう ほけん ふくし いりょうぶんや れんけい じつげん
(4)区民の理解を得る活動。これらを保健・福祉・医療分野の連携で実現する。

だい き ねん ねん <第4期 (H25年～26年) まとめ>

ぜんき ねんど とく ちいきていちやくしえん ちいき
前期 (H25年度) では、特にイメージのつきにくい「地域定着支援」について、地域
いこうがたにゅうしょせつ きと とく ちいきいこうこ
移行型入所施設である「すだちの里」の取り組みや、地域移行後のグループホームで
とく しょうがい だんしんせいかつじれい しょうがい とお いけんこうかん おこな くない
の取り組みの紹介、単身生活事例の紹介などを通して意見交換を行った。また、区内
しょうがいしや そうだんしえんきかん けいしき ちいきていちやくしえん たい しえんしや
の障害者の相談支援機関に、アンケート形式で、地域定着支援に対する支援者のニー
ちょうさ じっし ちいきていちやくしえん かん きたい しえんなか がいどう どうじ
ズ調査を実施した。アンケートは、地域定着支援に関する期待や支援中で該当する当事
しゃ ないよう しゅうけい いけんこうかん おこな かき
者がいるかなどの内容だった。そして、その集計をもって意見交換を行い、下記のよ
ちいきていちやくしえん りょう のぞ じれい けいかくそうだん りょう
うに地域定着支援の利用が望ましい事例をあげていき、計画相談とセットで利用して

いくというイメージで利用を拡大していくことを提案した。

- ・福祉サービスが終了するが、本人状況から継続的支援が必要な方。

(就労移行支援後の一般就労者、通勤寮利用者等)

- ・福祉サービスは継続しているが、生活状態が不安定で不調のリスクが高い方。

(日常的に相談が多い、GH退所後の単身生活者など、基本相談やモニタリング

では対応できない方等)

後期(H26年度)では、前期に積み残された「地域定着支援」の課題について検討

を行った。また、現在の地域移行促進部会の在り方も同時進行で検討を進めた。

「地域定着支援」は、サービスとしてわかりづらく、具体的なイメージを共有する

のが難しいということを確認し、事例を持ち寄ることで議論を深め、対象者のイメー

ジの具体化に向け議論を重ねた。

- ・対象者と使い方を具体的にするために、イメージを持った事例を委員から持ち寄り

検討する。

- ・地域移行した人だけではなく、逆に地域から入院入所に至らないようにするため

に活用できる可能性がある。

- ・法改正により、矯正施設が「地域移行支援」の対象者となったが、地域の窓口や、

各地域の進捗状況の情報が知りたい。

事例検討を、国基準の地域定着支援の対象像と照らし合わせて議論を深め、大まか

に以下の3つのカテゴリーに分けられることが分かった。

- ・ 単身であるため緊急時の支援が必要なケース。
- ・ 親が高齢、高齢ではないがサポート力が弱い。また、親との関係性がとれていないケース。
- ・ 就労と同時にサービス利用が切れてしまうケース。

対象者や使い方のイメージから、実際に活用している事例も合わせて議論したこと

から、入院や入所からの定着支援と、逆に地域から入院や入所を防ぐための

予防的視点のサービス、地域で孤立させない、埋もれさせないサービスとして使えるの

ではないか等、対象者像とサービスの具体的なイメージがついてきた。また、あいまい

な国基準が逆に必要な方へ、柔軟に対応できる可能性も見えてきた。

緊急時対応の負担の重さは相談支援事業所が一般相談支援事業所の指定を受ける際

のハードルをあげている感があるが、すだちの里の例から、緊急時対応については、

それほど頻回な連絡があることはなく、緊急時に備えた連絡体制整備ということがメ

インとなることなど、それぞれの事業所の工夫で可能なやり方があるのではないかと

ということが共有された。

○次期以降に向けて

「地域移行」という切り口で検討すべき課題がまだ残されており、部会を通じて検討

していく^{ひつよう}必要がある。

【^{かくにん}確認^{かだい}されている課題】

- ・ ^{けいかく}計画^{そうだん}相談^{はじ}が始まり、^{かく}各^{しえん}支援^{きかん}機関^{やくわり}の役割^みが見えづらくなっている。
- ・ ^{きんきゅう}緊急^じ時の^{たいおう}対応^{いりよう}と^{いりよう}医療^{れんけい}との^{かだい}連携^みについて課題が見えている。
- ・ ^{ちいき}地域^{いこう}移行^{ぶかい}部会^{そうだん}と^{しえん}相談^{ぶかい}支援^{おお}部会^{かさ}で^{おお}テーマ^{おお}が^{かさ}重なる^{おお}ことが多い。それぞれの^{ぶかい}部会^{けんとう}の検討

テーマの^{ちょうせい}調整^{れんけい}、^{ひつよう}連携^{ひつよう}が必要。

【^{じき}次期^むに向けて】

4つのテーマで^{ぎろん}議論^{ぎろん}してきたが、^{いりよう}医療^{れんけい}との^{れんけい}連携^{ちいき}が、^{いこう}地域^{すす}移行^{すす}が進まない^{ひと}一つの^{よういん}要因^{よういん}になっ
ていることが^み見えてきたことで、(2)の「^{いりよう}医療^{れんけい}との^{ひろ}連携^{ひろ}を^{ひろ}広げる」について^{さいど}再度^{さいど}
^と取り^く組む^{けんとう}ことを^{けんとう}検討^{けんとう}している。

だい きちいきじりつしえんきょうぎかい へいせい ねんど と く じょうきょう かだい
《第4期地域自立支援協議会(平成25～26年度)での取り組み状況と課題》

H27.319.

ちいきじりつしえんきょうぎかいしりょう じむしょくきくせい
地域自立支援協議会資料<事務局作成>

資料5

だいさん き く こ かだい 《第三期から繰り越した課題》
じりつしえんきょうぎかい うんえい 自立支援協議会の運営
ぶかい かす しゅうろう かだいけんとう ・部会の数・就労の課題検討の
ば ほんにんさんか きかい すく 場・本人参加の機会の少なさへの
たいおう 対応
・シンポジウムの継続実施
ちいき かだい 地域における課題
しょうがいしげんやきょくたいぼうし ・障害者虐待防止システムの
かだい かくにん たぶんや こうれい じどう 課題の確認と他分野(高齢・児童)
れんけいきょうか との連携強化
しゃかいしげん や かかつどうとう ・社会資源や余暇活動等をもっと
つか 使いやすくなる方法
ちいき きょういく ふくし れんけい ・地域での教育・福祉の連携の
きょうか つな め しえん あ かた 強化と繋ぎ目のない支援の在り方
がくれいき しゃかいしげん すく ・学齢期の社会資源の少なさへの
たいおう 対応
・グループホームの質の確保
・サービス等利用計画の質の確保
そうだんしえんじぎょうしょ (相談支援事業所のサービスの質
かくほ ひょうかほうほう けんとう の確保)・評価方法の検討

きょうぎかい ぶかい こんきろんぎ かくにん 《協議会・部会で今期論議・確認したこと》
じりつしえんきょうぎかい うんえい 自立支援協議会の運営
○当事者の参加促進 →知的障害当事者を委員として迎え、当事者家族団体からオブザーバーとして2名の参加を依頼した。
○協議会の体制の見直し →部会のあり方について再確認し、課題検討の流れを再整理した。また、検討不足の課題について確認した。
○協議会の公開性の向上 →一般傍聴を可能とするために課題を整理し、環境の調整を行った。
○議論の活性化 →年3回から年4回開催とし、報告を簡略化することにより論議時間を増やすことで議論の活性化を図った。
○シンポジウムの継続開催 →平成25年度・26年度と継続してシンポジウムを実施し、地域へ協議会の周知や情報発信を引続き行った。
○相談支援部会体制の再構築 →区内の全指定特定相談支援事業所から委員を選出し、幅広く課題を抽出できる体制とした。
地域における課題等
【本会】
○新しい相談支援体制の確認 →各すまいるからの現状報告を受けながら、地域での支援ネットワーク構築についての実情や課題等の確認・意見交換を行った。
○サービス等利用計画の作成状況の進捗の確認 →サービス等利用計画作成数の進捗状況や質を高めるための研修の実施状況について確認。
○就労継続支援B型利用希望者に対するアセスメントの確認 →特別支援学校等高等部3年生のうち卒業後就労継続支援B型を希望する人を対象とした就労移行支援事業を暫定支給する形で行うアセスメントの体制について確認と意見交換を行った。
○障害福祉計画への意見提言 →計画策定のスケジュールに合わせて協議会を開催し、1期から現在に至るまでの課題を確認し、障害福祉計画で取り組むべき課題について意見交換を行った。
○障害者の就労支援についての課題共有 →議論の足りなかった障害者の就労支援について、就労支援機関の委員より情報提供を行い、他の委員から各支援機関で抱える障害者の就労支援についての課題を共有し、確認した。
【相談支援部会】
○課題の再抽出 →平成25年度は相談支援体制の変更に伴い相談支援部会の体制を再構築し、事例を通じて地域の課題の再抽出を行い、優先的に検討すべき課題を整理した。また、平成26年度は前期に整理した課題について、4つのグループに分け、課題検討・課題に向けた取り組みを行った。
○高齢期の支援について課題検討(Aグループ) →障害福祉から介護保険への移行・老障介護の問題など、高齢期にまつわる課題について情報共有・意見交換を行った。ケアマネ協議会が実施するサービス等利用計画についての研修会に参加し、ケアマネの立場から障害福祉サービスはどのように見えているのか確認した。
○重症心身障害児(者)のネットワークのあり方について課題検討(Bグループ) →重症心身障害児(者)の地域生活の実態と課題を把握するため、事例検討から課題の確認を行った。本会委員(教育関係者)を活動に招き、学校現場でおきている学齢期の課題について意見交換をした。
○障害者に対する住宅関連の支援について課題検討(Cグループ) →障害者が住宅を探す時に直面する課題について調査、検討を行った。他区の取組を調査するために、中野区の相談支援事業所を訪問し、不動産会社との連携等について情報を得た。また、区内の不動産会社にヒアリングを行い、貸す側から見た課題について聴取した。
○手厚い支援が必要な複合的な課題を有するケース(事例)について課題検討(Dグループ) →支援困難ケースへの支援について意見交換・研究を行った。検討の中で「困難」をどう捉えるかについて着目し、ケースを困難にしている要因について考察を重ねた。その中で、支援者の「連携」がやはり大切という見解に至り、区に働きかけ、区主催の研修のテーマを「連携」とした研修を行い、相談支援事業所同士で意見交換をし「連携」について考える機会を作った。

こんごけんとう ひつよう かだい 《今後検討の必要がある課題》
じりつしえんきょうぎかい うんえい 自立支援協議会の運営
しゅうろう かだいけんとう ば ほんひとさんか ・就労の課題検討の場・本人参加
きかい すく たいおう の機会の少なさへの対応
・シンポジウムの継続実施
ちいき かだいとう 地域における課題等
けんりようご かだい ・権利擁護の課題
さまさま ぶんや いるよう きょういく ふく ・様々な分野(医療・教育・福祉等)と幅広い支援ネットワークづくり
・ライフステージに応じた繋ぎ目のない支援の在り方
しゃかいしげん や かかつどうとう ・社会資源や余暇活動等をもっと
つか ほうほう 使いやすくなる方法
がくれいき しゃかいしげん すく ・学齢期の社会資源の少なさへの
たいおう 対応
・障害福祉サービスの質の確保
・サービス等利用計画の質の確保
かくほ ひょうかほうほう けんとう 確保・評価方法の検討
ちいきこう ちいきていやく ・地域移行・地域定着についての

ちいきていやくしえん ひつよう みまち
・地域定着支援に必要な「見守り

しえん きんせんかんり
支援・金銭管理」をどのように行

うか

ちいきこうしえん ちいきていやくしえん
・地域移行支援・地域定着支援に

ちてき しんたいしょうがい
ついて知的・身体障害についての

かだいけんとう
課題検討

いりょう ふくしぶんや れんけいきょうか
・医療と福祉分野の連携強化

意見として出た課題

しゅうろう きょうか
・就労システムの強化

じゅうど いりょうてき かた
・重度の医療的ケアにある方への

しえん
支援

はったつしょうがいしゃ しえん
・発達障害者への支援

しょくほうしょうがいしゃ しえん
・触法障害者への支援

など
等

【地域移行促進部会】

ちいきこうしえん ちいきていやくしえん かだいけんとう たいしょうぞう りようほうほう
○地域移行支援・地域定着支援の課題検討・対象像や利用方法のイメージづくり

→平成25年度は知的障害者、身体障害者の地域移行支援・地域定着支援について議論し、課題抽出・共有を図った。また、地域定着支援について、対象者を限定するのではなく、何があれば地域定着支援が使いやすいかということを知るために、区内の相談支援事業所に対して、アンケート形式で意識調査を実施した。平成26年度は前年度の取組を踏まえて、地域定着支援の対象者像や使い方のイメージについて事例を通して具体的にまとめた。まとめたものを協議会本会で報告をし、協議会の中でイメージを共有し確認した。今後、区の障害福祉サービス等支給ガイドラインに載せる予定。

かだい
課題

しょうがいしゃ
・障害者の「すまい」についての

かだい
課題

かそくしえん かだい
・家族支援の課題

しょうがいしゃ しゅうろうしえん
・障害者の就労支援についての

かだい
課題

じゅうど いりょうてき ほう
・重度の医療的ケアにある方への

しえん
支援

はったつしょうがいしゃ しえん
・発達障害者への支援

しょくほうしょうがいしゃ しえん
・触法障害者への支援

とう
等

↓ ↓ ↓ ↓

課題解決までに至っていない

↓ ↓ ↓ ↓

第5期自立支援協議会に向けて

へいせい ねん ど しょうが いしや ふく し かんれん し さく よ きん
平成 27 年度 障 害者 福祉 関連 施策 予算 について

へいせい ねん ど かく かいけい と う し ょ よ きん き ぼ
1. 平成 27 年度 各 会計 当初 予算 規模

たんい せんえん
(単位：千円)

かいけい 区分	ねん どう し ょ よ きん 27 年度 当初 予算	ねん どう し ょ よ きん 26 年度 当初 予算	ぞうげん が く 増減額	ぜんねん ど び 前年度 比
い っ ぱ ん かいけい 一般 会計	164,972,000	161,150,000	3,822,000	102.4%
こくみん けんこう ぼけん じぎょう かいけい 国民 健康 保険 事業 会計	63,657,449	53,473,597	10,183,852	119.0%
かいご ぼけん じぎょう かいけい 介護 保険 事業 会計	37,181,702	37,861,634	△679,932	98.2%
こうき こうれい しゃいりょう じぎょう かいけい 後期 高齢者 医療 事業 会計	12,718,269	12,517,223	201,046	101.6%
ちゅうし ょ きぎょう きんろう しゃふく し じぎょう かいけい 中 小 企業 勤労者 福祉 事業 会計	132,902	154,156	△21,254	86.2%
合 計	278,662,322	265,156,610	13,505,712	105.1%

しょうが いしや ふく し かんれん い っ ぱ ん かいけい よ きん き ぼ
2. 障 害者 福祉 関連 一般 会計 予算 規模

たんい せんえん
(単位：千円)

か も く 目	ねん どう し ょ よ きん 27 年度 当初 予算	ねん どう し ょ よ きん 26 年度 当初 予算	ぞうげん が く 増減額	ぜんねん ど び 前年度 比
ほけん ふく し ひ 費 保健 福祉 費	79,727,903	77,387,578	2,340,325	103.0%
しゃかい ふく し ひ 費 社会 福祉 費	32,781,104	33,235,161	△454,057	98.6%
しょうが いしや ふく し ひ 費 障 害者 福祉 費	10,394,073	10,020,793	373,280	103.7%
じどう ふく し ひ 費 児 童 福祉 費	26,674,595	24,334,732	2,339,863	109.6%

しょうが いしや ふく し かんれん し ゅ じ ょ う がい ょ う
3. 障 害者 福祉 関連 主要 事業 の 概要 (平成 27 年度 区 政 経 営 計 画 書 より 抜 粋)

さいが い と き ょ う は い り ょ し や し え ん た い さ く かんり 課 しょうが いしや し さ く か こうれい しゃ ざ い た く し え ん か よ きん が く せんえん
(1) 災 害 時 要 配 慮 者 支 援 対 策 (管理 課・障 害 者 施 策 課・高 齡 者 在 宅 支 援 課) 予 算 額 32,181 千 円

「ちいき の た す け あ い ネットワーク (地域の手)」を、改正された災害対策基本法に基づく事業に位置づけ、登録者に対する支援の推進と避難生活で特に支援が必要な要配慮者の避難場所となる福祉救護所の設置を進めます。また、GIS (地理空間情報システム) を活用した災害時要配慮者支援システムの運用により、災害発生時に要配慮者の安否を迅速に確認します。

■ 「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」の支援体制の充実

区所有の福祉情報をもとに災害時避難行動要支援者の名簿を作成し、対象者に平常時の備えや災害時の対応に役立つ情報を提供するとともに、ネットワーク登録者の「個別避難支援プラン」を迅速かつ適切に作成するため、民生児童委員のほか、ケアマネージャー等にも協力を依頼し、プラン作成及び更新の体制を強化します。

■ 福祉救護所の指定に関する協定の締結推進

震災救護所などでは生活が困難と考えられる要配慮者を臨時的・応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うことができる福祉救護所の拡充に向け、高齢者や障害者の入所施設等との協定の締結を推進します。

■ 安否確認を支援するためのGIS（地理空間情報システム）の活用

GIS（地理空間情報システム）を活用した災害時要配慮者支援システムを運用し、さらなる機能の追加等を検討することにより、震災救護所等での災害発生時の要配慮者の安否確認を迅速に行える体制を整えます。

■ 火災警報器の取り付け助成

住宅火災を防止するため、火災警報器の取り付け助成を行います。「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」を、改正された災害対策基本法東日本大震災を踏まえ一人でも多くの区民の生命を守るため、災害発生直後の避難行動だけではなく、要援護者のそれぞれの状況に応じて継続的な避難生活を支援できるよう、在宅での避難生活の支援や福祉救護所を増設するなど支援体制の充実を図ります。

(2) 障害者の社会参加支援の充実（障害者施策課）

◆ 障害者の社会参加支援

予算額 453,326千円

◆ 障害者スポーツ等支援

予算額 554千円

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現を可能にすることに留まらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、認め合える共生社会・全員参加型の社会の実現へとつながっていきます。障害者が積極的に社会参加を図れるよう取り組んでいきます。

■ 障害者の移動支援の充実

障害者の外出時の付き添いガイドヘルパーを派遣する「移動支援事業」について、障害者の余暇活動、社会活動等社会参加支援の中心を担う事業として、積極的に利用拡大を図ります。

■ 障害者スポーツ・レクリエーションの普及・振興

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、スポーツに親しむ機会拡大に向けて、新たに障害者スポーツ・レクリエーションの普及・振興策を実施するための調査・検討を行います。

(3) 障害者の相談支援の充実 (障害者施策課)

◆ 障害者の日常生活支援	予算額 256,992千円
◆ 障害福祉事業者支援・指導	予算額 1,694千円
◆ 障害者相談支援	予算額 16,467千円
◆ 地域移行促進事業	予算額 250千円

障害福祉サービスの利用の有無にかかわらず、障害者やその家族等のライフステージに沿った相談に対応し、支援の隙間を生まない質の高い相談支援を実施します。

また、障害福祉サービスを利用している方のサービス等利用計画の作成が円滑に進むよう、区独自に研修を実施し、相談支援専門員を増やしていきます。特に、高齢障害者に適切に対応できるケアマネージャーの養成を図るなど、高齢障害者の相談支援体制の充実を図ります。

さらに、精神科病院に長期にわたって入院している方の退院を促進し、相談支援を継続して地域で安心して生活できる環境の整備を進めます。

■ 基幹相談支援

サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所の支援及び質の確保に向けて、研修の企画・運営等を行います。また、サービス等利用計画のモニタリングを活用し、特定相談支援事業所と連携して利用者が個々の状況にあったサービスが受けられるよう支援していきます。

また、相談支援専門員の雇用促進支援策等により、サービス等利用計画の円滑な作成を支援していきます。

■ 相談支援事業所及び関係機関等との連携体制の構築

地域自立支援協議会の更なる活性化を図るとともに、その機能を活かしながら、相談支援事業所と区内関係機関等とのネットワークづくりを進め、地域全体で障害者の暮らしを支えられるような体制を構築していきます。
・地域自立支援協議会 4回/年

■ 障害者地域相談支援センター（すまいる）（荻窪・高円寺・高井戸）

手帳の有無や障害種別にかかわらず、生活全般の相談に対応する、荻窪・高円寺・高井戸の各地域の相談拠点としての「障害者地域相談支援センター（すまいる）」において、専門知識・技能を持つ職員が専門性の高い相談を行うとともに、地域との連携づくりや障害者本人の自立を支援する事業、障害当事者による相談などにより質の高い支援をします。
・「障害者地域相談支援センター（すまいる）」の運営委託 3箇所

■ 相談支援専門員の養成等

障害福祉サービスの利用に必要なサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の「相談支援専門員」を確保するため、区が相談支援従事者初任者研修を開催し、「相談支援専門員」を養成します。
また、サービス利用者の高齢化に対応するため、ケアマネージャーによる高齢障害者の適切なケアプラン作成ができるよう、ケアマネージャーの相談支援専門員資格取得を促進するなど、高齢障害者の相談支援の充実を図ります。

■ 地域移行プレ相談（障害者地域相談支援センターすまいる荻窪に委託）

精神科病院に長期に入院している方の地域移行を進めるため、ピアサポーターを中心に退院に対する意欲喚起や地域生活に必要な生活技術の再獲得支援を行い、退院の意思が明確になった段階で一般相談支援事業所へ引き継ぎます。

(4) 障害者の就労支援の充実（障害者生活支援課）

◆ 障害者の就労支援事業 予算額 38,941千円

◆ 公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団 予算額 73,991千円

働くことを希望する障害者が、その能力を最大限に発揮して社会参加できるよう、障害者の就労を推進

します。身近な地域での就労先の確保や、一人ひとりの障害特性に応じた就労支援、地域の関係機関と連携した就労定着支援を実施します。また、通所施設等の工賃アップに向けた取組を民間団体と協働して実施します。

■ 多様な職場体験

一人ひとりの障害特性に応じた就労支援を行うため、一般就労に向けた「実践型」、就労経験の機会を提供する「ステップ型」、就労への意欲の喚起のための「体験型」といった様々な体験の場を提供していきます。

■ 雇用定着支援

既に就労している障害者の雇用定着に向け、職場訪問、相談、交流や余暇の場の提供、スキルアップの講座等を実施する外、受け入れ企業に対しても相談や助言などの支援を行います。

■ 成人期の発達障害者への職業準備プログラムの実施

成人期発達障害者支援事業の一環として、障害者雇用支援事業団と連携して発達障害者の就労支援のプログラムを実施します。

■ 工賃アップのための取組の支援

障害者施設の工賃アップを目指して、魅力的な商品開発や効果的な販路拡大に取り組むため、民間団体と協働して、経営、デザイン、流通等の分野に民間の専門的な力を活用するための仕組みづくりを行います。平成27年度は「すぎなみ仕事ねっと」を基盤に、各施設の調査や、広報活動、職員向けの講座等を行います。

(5) 障害者の権利擁護の推進 (障害者施策課) 予算額 2,980千円

平成25年4月施行の「障害者総合支援法」、平成25年6月成立の「障害者差別解消法」、平成26年1月に批准した「障害者権利条約」の理念に基づき、区が障害者への合理的配慮（障害のある人が日常生活を営むうえで妨げとなるもの（社会における制度・慣行・観念等）を取り除くため、状況に応じて行われる配慮のこと。以下同じ。）を率先して実践するとともに、区民・関係者に対してもこれまで以上に理解を広める施策を検討・実施し、積極的に障害者の権利擁護を推進していきます。

■ 障害者の権利擁護の推進

障害者の権利擁護の更なる理解を目指して、学識経験者、町会・商店会等地域の関係団体との懇談会の意見を聞き、障害者への合理的配慮を実践していくための「対応要領」を作成します。これを基に、区民・職員向けの講演会や施設従事者向けの研修会を実施し、障害者への差別禁止などをはじめとする「障害者権利条約」の理念を普及・啓発していきます。

■ 障害者の虐待防止対策の推進

障害者及び養護者の相談・支援体制を充実し、通報・相談に迅速に対応するなど、引き続き「障害者の虐待防止」に積極的に取り組みます。

医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者が、就労しながら安心して子育てができるよう、長時間の預かりと発達に必要な療育が受けられる、保育対応型児童発達支援事業所の設置助成を行い、重症心身障害児等の保護者の潜在的保育ニーズに応えるとともに、サービスの質の確保を図ります。

(6) 障害児支援の充実 (障害者施策課)

◆ 子育てセンター療育相談・指導	予算額	65,647千円
◆ 障害児発達相談	予算額	33,687千円
◆ 保育対応型児童発達支援保育料助成	予算額	7,478千円
◆ 重症心身障害児通所事業	予算額	37,452千円
◆ 障害児施設の整備	予算額	23,000千円

心身に発達の遅れや障害のある児童が、障害の状況や程度に関わらず身近な地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実を図るとともに療育先の確保を図ります。

■ 障害児発達相談事業

心身の発達や社会性・コミュニケーション面の発達に心配のある未就学児に対し、医師や心理職などの専門職による相談を実施し、必要に応じて適切な療育先につなげます。また、保健センターで実施しているあそびのグループや保育園・幼稚園等関係機関と連携を図り、早期に療育につながるよう取り組みます。

■ 子育てセンター地域支援事業

児童福祉法上の児童発達支援センターとしての地域支援機能を活かし、保育園・幼稚園等や民間事業所への助言を行うとともに、支援技術の向上を図るため、地域支援講座を開催します。

■ 重症心身障害児通所支援事業・障害児施設の整備

重症心身障害児等が身近な地域で十分な療育が受けられるよう、旧若杉小跡地を活用して重症心身障害児対象の児童発達支援事業所を整備します。また、就学後も安心して地域で過ごせるよう、重症心身障害児等を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置を促進します。

- ・放課後等デイサービス事業所 整備 1箇所
- ・児童発達支援事業所 整備 1箇所

■ 保育対応型児童発達支援事業保育料助成

医療的ケアが必要な重症心身障害児等に保育と療育を行う「障害児保育園」に通う児童の保護者を支援するため、利用に係る独自保育料の一部を助成します。

ほけんふくしけいかく ぼつすい へんしゅう
(保健福祉計画より抜粋・編集)

すぎなみ くしょうがいしゃけいかく だい きしょうがいふくしけいかく
杉並区障害者計画・第4期障害福祉計画
(平成27年度～平成29年度)

ないよう
*内容については「すぎなみくほけんふくしけいかく へいせい ねんど
杉並区保健福祉計画 (平成27年度～
31年度) をご参照ください。

すぎなみくほけんふくし ぶしょうがいしゃし さくか
杉並区保健福祉部障害者施策課

サービス等利用計画作成の進捗状況等について

1. サービス等利用計画の作成状況等について

平成27年3月まで全件作成を目指し拡大を進めてきたが、下記のとおりとなっている。

平成27年1月31日現在の計画作成件数：1758件（全体の約65％）

（内訳：身障348件、知障768件、精神534件、難病1件）※障害児50件

平成26年8月末現在の特定相談支援事業所指定状況：22カ所

参考：平成26年12月現在の作成件数：1677名
平成27年2月現在の事業所指定状況：23カ所

2. サービス等利用計画の作成拡大に向けた今後の取組みについて

（1）計画未作成者に対する丁寧な案内と特定相談支援事業所への円滑な引き継ぎ

○利用者（家族）に対する周知・説明をできるだけ丁寧に行う。

○利用者ごとのサービス更新時期をスケジュール化し、特定相談支援

事業所と情報共有しながら着実に計画拡大を進めていく。

（2）相談支援専門員の確保に向けた取り組み

ア 相談支援従事者初任者研修会の実施

相談支援従事者の養成、指定特定相談支援事業所開設の促進のため、

東京都より指定を受け、相談支援従事者初任者研修を実施する。

こんねんど ねん がつ かかん けんしゅうかい じっし めい じゅこう
(今年度は27年2月・6日間の研修会を実施し48名が受講した。)

イ 相談支援事業所の拡大に向けて

○相談支援専門員初任者研修会受講者に特定相談支援事業所の指定に
ついての働きかけを行う。

○特定相談支援事業所立ち上げ支援の実施（新たに指定を受けて計画相

談を始める特定相談支援事業所を対象に、サービス等利用計画作成にあ

たっての個別的な研修を行い、スムーズな立ち上げを支援する）。

○26年度に実施している障害者相談支援事業所サポート事業（サービス

等利用計画作成についての補助業務を担う職員の人件費の一部を補助

する事業・9事業所に受託中）を27年度についても一部継続する。

ウ サービス等利用計画作成研修会・意見交換会の実施

○相談支援事業者が作成する計画の質の確保に向けた研修会を引き続
き行う。

○計画を作成する区内の指定特定相談支援事業所から、現在の各事業所

における作成状況と、今後の拡大に向けた課題等について幅広く意見交

換をする場を設定する。

3. 参考：26年度の取組みについて

(1) 区内の指定特定相談支援事業所職員向けの区独自の研修

だい かい
第1回：26. 6. 16 「相談支援事業所より計画作成事例報告」

だい かい
第2回：26. 9. 12 「サービス等利用計画と個別支援計画」

だい かい
第3回：26. 12. 5 「サービス等利用計画の実際についてケーススタディ」

だい かい
第4回：26. 3. 20 「計画・モニタリング票等帳票の書き方等について」

(2) 介護保険事業所向け研修会の実施

ケア24など介護保険事業所向け研修会「障害福祉サービスおよび介護

保険サービスとの併給者について」を26. 11. 25に実施した。

(3) 利用者向け説明会(26年11月)の際にサービス等利用計画について周知

をおこな
を行った

へいせい ねんど そうだんまどぐち
 平成27年度における相談窓口について

へいせい がついこう しょうがいしゃ どう しんせいとうまどぐちいちらん
 平成27年4月以降の障害者サービス等の申請等窓口一覧

1、 サービスの利用申請を行いたい場合

サービスの種類	内容	申請・相談窓口
1 障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 短期入所（ショートステイ） 療養介護 生活介護 施設入所支援 自立訓練（機能訓練・生活訓練、宿泊型） 就労移行支援 就労移行支援（養成施設） 就労継続支援（A型、B型） 共同生活援助（グループホーム）	障害者施策課 【制度、手続きのこと】 認定・給付係 【サービス利用の相談・新規申請・サービス等利用計画のこと】 地域ネットワーク推進係
2 障害児通所支援（放課後等デイサービス）	放課後等デイサービス 就学している児童に、放課後や長期休業期間中に生活訓練等を受けるとともに居場所を提供する事業	障害者施策課 【障害者手帳を持っている児童の利用の相談、申請】 地域ネットワーク推進係 【障害者手帳を持っていない児童の利用相談、申請】 児童発達相談係
3 補装具	盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす、座位保持椅子等	杉並福祉事務所 各担当事務所
4 日常生活用具	特殊寝台、入浴補助用具、透析液加温器、携帯用会話補助装置、盲人用時計、ストマ用装具等	

<p>5 移動支援 いどうしえん</p>	<p>やがい いどう こんなん ぜんしんせい ちてき せいしん 屋外での移動に困難がある、全身性、知的、精神、 こうじのうきのうしやうがい かたおよ くに しやうがいふくし 高次脳機能障害のある方及び国が障害福祉サ ービスのたいしやうしや としていなる 難病の方で就学児 いじやう しやうがっこう ねんせい い か じどう かいご 以上（小学校3年生以下の児童は介護にかける ばあい のくみん で、原則、余暇・社会参加活動 を目的とした外出支援 もくてき がいしゆつしえん</p>	<p>しやうがいしや しさく かかんりかかり 障害者施策課管理係 ※障害福祉サービスと併用 されている方は、障害者 施策課 地域 ネットワーク 推進係 すいしんかかり</p>
<p>6 日帰りショート ひがえ</p>	<p>ざいたく しやうがいしや にちじやうかいご おこな 在宅の障害者が日常介護を行っている保護者 また かぞく かた びやうき しゆつさん かんこんそうさい しゆうろう 又は家族の方の病気、出産、冠婚葬祭、就労、 きゆうそく たの りゆう かいご う 受けることができ なかった場合に施設に一時的に入って生活の援 助を受ける日帰りの利用のサービス。 じよ うける ひがえ りりやう</p>	<p>しやうがいしや しさく かかんりかかり 障害者施策課管理係</p>
<p>7 ショートステイ びやういん (病院)</p>	<p>く ない じゆうしよ ゆう まん さい い じやう さい み まん さい 区内に住所を有する満5歳以上65歳未満の在 宅の心身障害者(児)で医療的ケアが必要な方 とう ほごしや かぞく びやうき しゆつさん かんこんそうさい 等を、保護者や家族が病気、出産、冠婚葬祭、 せいりやう たの りゆう いち じてき かいご 静養その他の理由で一時的に介護できない場 合、病院で短期間お預かりするサービス。 あい びやういん たんき かん あず</p>	<p>しやうがいしや しさく かかんりかかり 障害者施策課管理係</p>
<p>8 重症心身障害児者 在宅訪問レスパイト じぎやう 事業</p>	<p>にちじやうてき いりやうてき ケアが ひつやう ざいたく じゆうしやう 日常的に医療的ケアが必要な在宅の重症 しんしんしやうがいし しゃ かいご おこな もの しつべい きゆう 心身障害児(者)で、介護を行う者の疾病、休 息その他の理由で介護を受けることができな くなった場合において、自宅に看護師が訪問 して健康維持に必要な医療的ケアを提供する サービス。 けんこうい じ ひつやう いりやうてき ていきやう</p>	<p>しやうがいしや しさく かかんりかかり 障害者施策課管理係</p>

2、 てちょう いりょう まどぐち
 手帳と医療の窓口

	しゅるい 種類	しんせい そうだんまどぐち 申請・相談窓口
1 しょうがいしゃてちょう 障害者手帳	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	すぎなみ ふくし じむしょ かくたんとく 杉並 福祉 事務所 各担当 事務所 ※①居住地の変更②本人 死亡又は都外転出③紛失、 破損、汚損したときは福祉 事務所又は障害者施策課 障害者福祉係
	あい てちょう 愛の手帳	さいみまん じどうそうだんじょ 18歳未満 児童相談所 18歳以上 東京都 心身 障害者福祉センター ※①居住地の変更②氏名、 保護者の変更③本人死亡又 は都外転出④紛失、破損、 汚損したときは福祉事務所 又は障害者施策課 障害者 福祉係
	せいしんしょうがいしゃ ほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	かくたんとく ちく ほけん 各担当地区の保健センター
2 じりつしえんいりょう 自立支援医療	【こうせい いりょう】 しんたいしょうがいしゃ てちょう 【更生医療】 身体障害者手帳をお持ちの 18 さいいじょう かた 歳以上の方	すぎなみ ふくし じむしょ かくたんとく 杉並 福祉 事務所 各担当 事務所
	【いくせい いりょう】 くない じゅうしょ ゆう さいみまん 【育成医療】 区内に住所を有する 18歳未満の じどう いりょう たいしやう しつかん も かた 児童で医療の対象になる疾患をお持ちの方	かくたんとくちいき ほけん 各担当地域の保健センター
	【せいしんつういん】 せいしんしつかん つういん ちりやう 【精神通院】 精神疾患のために通院による治療 う かた を受けている方	たいしやう なるか など しょうさい ※対象になるか等の詳細 はお問い合わせください。

3 サービスの利用以外の相談をしたい場合の相談先

相談内容	相談先
<p>生活の困りごとの相談 (例) ○一人で住みたい。○もう少しキャリアアップをしたいけれどどこに相談に行けばいいの? ○職場の人とうまくいかないんだけど○区役所から難しい手紙が来た。どうしたらいい? ○自分の子どもが家にいて、社会とのつながりがなくて困っています。</p>	<p>障害者相談支援センター すまいる荻窪 03-3391-1976 すまいる高円寺 03-5306-6381 すまいる高井戸 03-3331-2510 ※担当地域あり。詳細はお問い合わせください。</p>

4、平成27年度の障害福祉サービスの更新等の手続き

(1) サービス等利用計画、児童支援利用計画の作成を既に行っている方

目的	手続きの流れ等
<p>1 サービスの支給決定期間が満了になるので更新の手続きを行う</p>	<p>期間満了になる3カ月前くらいに、障害者施策課認定・給付係から、申請書及びサービス等利用計画(児童支援利用計画)の作成依頼書をご自宅にお送りします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書は同封の返信用封筒で障害者施策課へ返送してください。 ② サービス等利用計画作成依頼書が来たことを、計画を作成している相談支援事業所(通知及び障害福祉サービス受給者証に記載の事業所)に連絡をしてください。相談支援事業所が現況の聞き取りを行い、更新用のサービス等利用計画(案)の作成をします。 ③ 申請書とサービス等利用計画(案)が区に提出されると、更新の手続きが始まります。
<p>2 サービスの支給決定期間は残っているが、介護者の入院や、利用者の環境等の変化でサービスの種類や支給量の変更が必要になった。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 計画の作成をしている、相談支援事業所に相談をしてください。 ② 相談支援事業所に相談した結果、変更の手続きが必要であることが分かった場合は、障害者施策課地域ネットワーク推進係に、変更のための申請書の提出をしてください。 ③ 相談支援事業所に変更になる内容が書かれているサービス等利用計画(案)の作成を依頼してください。 ④ 申請書とサービス等利用計画(案)が区に提出されると、変更の支給決定の手続きが始まります。

<p>3利用者負担のみの更新</p>	<p>① 5月の中旬以降に、障害者施策課認定・給付係から、利用者負担更新用の申請書をご自宅にお送りします。同封の返信用封筒で、必要な証明書類と一緒に申請書を返送してください。</p> <p>② 更新の手続き終了後、受給者証をご自宅にお送りします。提出期限までに提出された場合は6月末頃に新しい受給者証をお送りします。</p>
--------------------	--

(2)平成27年度以降にサービス等利用計画、児童支援利用計画を作成する方

<p>目 的</p>	<p>手続きの流れ等</p>
<p>1 サービスの支給 決定期間が満了になる ので更新の手 続きを行う</p>	<p>期間満了になる3カ月前くらいになりましたら、障害者施策課認定・給付係から、申請書及びサービス等利用計画（児童支援利用計画）の作成依頼書をご自宅にお送りします。</p> <p>① 申請書は同封の返信用封筒で障害者施策課へ返送してください。</p> <p>② 計画を作成してもらい相談支援事業所にサービス等利用計画作成依頼書を提示します。相談支援事業所の選択等のご相談は、障害者施策課地域ネットワーク推進係にご相談にのります。</p> <p>③ 申請書とサービス等利用計画（案）が区に提出されると、変更の支給決定の手続きが始まります。</p>
<p>2 サービスの支給 決定期間は残って いるが、介護者の 入院や、利用者の 環境等の変化でサ ービスの種類や 支給量の変更が 必要になった。</p>	<p>① 障害者施策課地域ネットワーク推進係にご連絡ください。</p> <p>② ご連絡をいただいた結果、サービスの種類や支給量の変更が必要になった場合は、地域ネットワーク推進係に申請書を提出していただきます。</p> <p>③ 申請書の提出を受けて、サービス等利用計画作成依頼書をお渡しします。</p> <p>④ サービスの変更や支給量の変更の決定をするためには、サービス等利用計画（案）又は児童支援利用計画（案）が必要です。計画を作成してもらい相談支援事業所にサービス等利用計画作成依頼書を提示します。相談支援事業所の選択等のご相談は、障害者施策課地域ネットワーク推進係にご相談にのります。</p> <p>⑤ 申請書とサービス等利用計画（案）が区に提出されると、変更の支給決定の手続きが始まります。</p>
<p>3 利用者負担のみ の更新</p>	<p>① 5月中旬以降に、障害者施策課認定・給付係から、利用者負担更新用の申請書をご自宅にお送りします。同封の返信用封筒で、必要な証明書類と一緒に申請書を返送してください。</p> <p>② 更新手続きが終了後、新しい受給者証をご自宅にお送りします。提出期限までに提出された場合は6月末頃に新しい受給者証をお送りします。</p>

《問い合わせ先》

すぎなみく
 杉並区

しゅかんかめい 主管課名	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
しょうがいしゃしやくかかんりかり 障害者施策課管理係 にんてい きゅうふかかり 認定・給付係	あ しが やみ なみ ひがしとう かい 阿佐谷南 1-15-1 東棟1階	03-3312-2111
ちい き すいしんがかり 地域ネットワーク推進係	// にしとう かい 西棟2階	
しょうがいしゃふくしかり 障害者福祉係 じどうはったつそうだんかり 児童発達相談係	// ひがしとう かい 東棟1階	
	そうだんぎようむ しよくいん しゅつちよう 相談業務で職員が出張していることが多い ためまずは、お電話でご相談ください。	03-5307-0371
すぎなみふくしじむしよおぎくぼじむしよ 杉並福祉事務所荻窪事務所	おぎくぼ 荻窪5-15-13 あんさんぶるおぎくぼ	03-3398-9104
こうえんじむしよ 高円寺事務所	こうえんじみ なみ 高円寺南 2-24-18	03-5306-2611
たかいどじむしよ 高井戸事務所	たかいどひがし 高井戸東 3-26-10	03-3332-7221
すぎなみほけんしよおぎくぼほけん 杉並保健所荻窪保健センター	おぎくぼ 荻窪5-20-1	03-3391-0015
たかいどほけん 高井戸保健センター	たかいどひがし 高井戸東 3-20-3	03-3334-4304
こうえんじほけん 高円寺保健センター	こうえんじみ なみ 高円寺南 3-24-15	03-3311-0116
かみいぐさほけん 上井草保健センター	かみいぐさ 上井草3-8-19	03-3394-1212
いずみほけん 和泉保健センター	いずみ 和泉4-50-6	03-3313-9331

とうきょうと
 東京都

しせつめい 施設名	でんわばんごう 電話番号
すぎなみじどうそうだんじよ 杉並児童相談所	03-5370-6001
とうきょうとしんしんしょうがいしゃふくし 東京都心身障害者福祉センター	03-3203-6141
とうきょうとしんしんしょうがいしゃふくし 東京都心身障害者福祉センター多摩支所	042-573-3311

杉並区の障害者虐待防止に関する取組状況について

障害者虐待防止に関する区の実施状況については下記の通り。

1 通報・相談件数と対応

	通報・相談 相談件数	事実確認 調査数 ()は虐待確認数	事実確認調査後の対応					その他
			緊急分離	経過観察	引き継ぎ	新たなサービス導入	終了	
平成24年度	32	21 (9)	0	7 (5)	6 (1)	4 (4)	0	4 (0)
平成25年度	22	10 (3)	0	2 (1)	4 (1)	1 (0)	1 (1)	2 (0)
平成26年度	30	4 (2)	0	3 (1)	1 (1)	0	0	0

※24年度は法施行24年10月1日～25年3月31日 / 26年度は2月28日現在のデータ

2 虐待の種類・種別(虐待が疑われる段階や事実確認ができない場合も含んでいる。)

	虐待の種類					虐待の種別			
	身体的	性的	心理的	放任・放棄	経済的	養護者	障害者福祉従事者等	使用者	その他
平成24年度	17	2	16	5	6	18	7	1	6
平成25年度	7	1	15	3	2	10	5	3	4
平成26年度	7	0	18	4	5	18	5	0	7

<これまでの傾向>

各年度とも件数としては「養護者による心理的虐待」次に「養護者による身体的虐待」が多くなっている。また、「障害者施設従事者等による虐待」についても施設から直接事実報告が区にある。

げられるなど、^{ほうしこうご りねん ねづ}法施行後の理念が根付いてきていることがうかがえる。

3 しょうがいしゃぎやくたい けんとうかい 障害者虐待ケース検討会について

つき かい かんけいきかん ふくしじむしょ じぎょうしょとう しょくいん じれい
月に1回、関係機関（すまいる、福祉事務所、ヘルパー事業所等）の職員とともに事例
けんとうかい じっし
検討会を実施している。

かくげつ せいしんかい べんごし いらい ぎやくたい うたが とう
隔月で精神科医・弁護士のスーパーバイザーを依頼し、虐待が疑われる等ケースに
じょうきょう じあん ぶんせき たいおうとう せんもんてき じよげん う
ついでの状況や事案を分析し、その対応等について専門的な助言を受けている。

4 ふきゅうけいはつ 普及啓発について

(1) しょうがいしゃぎやくたいぼうし とう きんこう ねんど やく ぶ
障害者虐待防止のパンフレットやグッズ等（参考：25年度はクリアファイル約2500部）

かんけいきかんまどぐち とう はいふ
を関係機関窓口、イベント等で配布。

(2) しょうがいしゃ けんりようご かん くみん かんけいきかんむ こうえんかい じぶん い しょうがいしゃ
障害者の権利擁護に関する区民・関係機関向け講演会「自分らしく生きる～障害者

けんりじょうやく こうし たかやま なおきとうようだいがくきょうじゆ がつ にち じっし
権利条約って？」講師：高山 直樹東洋大学教授 を11月6日に実施した。

(3) く とう しょうがいしゃぎやくたいぼうし つうほうとうまどぐち しゅうち
区のホームページ等で障害者虐待防止や通報等窓口について周知している。